

「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の勧告に対するその後の改善措置状況

【勧告先】農林水産省、環境省【勧告日】平成24年10月30日 【1回目の回答】平成25年6月20日～24日【2回目の回答】平成26年9月12日～18日

主な勧告(調査結果)

主な改善措置状況

① きめ細やかな生息調査の実施推進

(鳥獣被害防止総合対策交付金の活用、技術的助言等)

【農水省】都道府県の生息調査等を交付金の支援対象
 【環境省】鳥獣種類別に検討会を開催し、生息調査の知見等をまとめたレポートを作成・周知
 都道府県別の二ホンジカの生息状況調査等を国が実施し、都道府県に情報提供

② 農作物等の被害状況の的確な把握・算出のための支援

【農水省】的確な調査方法等の留意事項を作成・周知
 【水産庁】市町村ごとのカワウ漁業被害の合理的な算定方法を作成・周知

③ 複数の市町村・都道府県による広域的な取組への支援強化

【農水省】都道府県が複数市町村と連携して行う広域的な取組を交付金の支援対象
 【環境省】地方環境事務所主導で広域協議会を設立

④ 捕獲許可申請様式の見直し、適正な審査

【環境省】捕獲許可の申請様式を見直し
 適正な許可申請審査を要請

被害防止対策の効果的な実施

鳥獣保護・管理の
 的確な実施

※ 上記のほか、環境省では、新たに鳥獣の管理を図るための措置を導入するなど、鳥獣の生息状況を適正化するための抜本的な対策を講ずるため、**鳥獣保護法の一部を改正する法律案を第186回国会に提出**(平成26年5月30日公布、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行予定)

1 鳥獣被害防止対策の効果的な実施

主な勧告(調査結果)

① 対策の前提となる、きめ細やかな生息調査の実施推進

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用(農林水産省)
- 技術的助言等(環境省)

〔予算の制約、専門性の不足等で、きめ細やかな生息調査が困難とする都道府県あり〕



主な改善措置状況

【農林水産省】

- 鳥獣被害防止総合対策交付金事業において、都道府県が実施する生息調査等についても交付金の支援対象として規定(平成25・26年度)

＜25年度実績＞ 福井県及び鳥取県が事業を活用して生息調査を実施

【環境省】

- 特定鳥獣(シカ、イノシシ、サル、クマ及びカワウ)についての種別の検討会を開催し、生息調査の手法や調査データの活用方法について知見等をまとめた「保護管理レポート」を作成・周知(24・25年度)

作成に当たり、都道府県を対象としてアンケート調査を実施し、調査結果や課題を整理(25年度)

＜平成25年度版レポートの具体的な内容＞

【イノシシ】捕獲個体のモニタリングによる捕獲場所及び幼獣比の把握、モニタリング結果を踏まえた捕獲の評価や施策の改善

【ニホンジカ】個体数管理に最低限必要な情報の収集・活用のポイント及びモニタリング結果の評価手法

【サル】計画的な保護管理に向けた現況把握を行うために必要な調査の選択方法

- 都道府県別にニホンジカの生息状況の調査等を国が実施し、得られたデータや調査手法等を都道府県に提供予定(26年度)

② 農作物等の被害状況の的確な把握・算出のための支援

- ・ 市町村等の被害状況調査の精度が区々
- ・ 水産庁の示す方法では、市町村ごとのカワウ（水鳥）による漁業被害額等の算定が困難

【農林水産省】

- 調査方法の趣旨や考え方、調査事例などを盛り込んだ「野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等」を作成、地方農政局を通じて各都道府県に周知（25・26年度）

【水産庁】

- 市町村ごとのカワウ漁業被害を的確に把握する合理的な算定方法（従来の計算方法に加え、漁協ごとの遊漁料収入等を基に算出する「漁協規模按分係数」を乗じる手法）を作成・周知（25年5月）

＜具体例＞ 従来の方法では県全域の推定捕食量を被害額としていたが、新たな算定方法では市町村のみの被害額をより正確に算出することが可能（改善済み）

③ 複数の市町村・都道府県の広域的な取組への支援強化

- （関係市町村が連携せず個別に対策を行った結果、ニホンザルの群れが分裂し、被害地域が拡大している例あり）

【農林水産省】

- 鳥獣被害防止総合対策交付金事業において、都道府県が複数市町村と連携して行う広域捕獲活動等の広域的取組を支援対象に規定（25・26年度） <25年度実績> 24都道府県が事業を活用
- 複数市町村による対策の取組事例を作成・周知（26年5月）

【環境省】

- 広域的な取組のための指針の作成が進むよう、地域の実情に応じ対策を実施

＜具体例＞ 中国四国地域において地方環境事務所が主導して関係各県等が連携して対策を行うカワウ広域協議会を設立（26年7月）し、指針の策定に向け検討を開始

2 鳥獣保護・管理の的確な実施等

捕獲許可申請様式の見直し、適正な審査を助言・要請

- （狩猟免許の保有等が容易に確認できない様式や、国（地方環境事務所）や市町村の許可申請審査が不適切な状況あり）

【環境省】

- 捕獲許可の申請様式を見直し（狩猟免許の種類、番号等の記入欄を追加）、地方環境事務所及び都道府県に周知
- 適正な許可申請審査の助言を都道府県に要請

「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成23年9月～24年10月
- 2 調査対象機関 国家公安委員会（警察庁）、文部科学省（文化庁）、農林水産省、環境省、地方公共団体等

【勧告日及び勧告先】 平成24年10月30日 農林水産省、環境省

【回答年月日】 平成25年6月20日～25年6月24日
農林水産省 平成25年6月24日 環境省 平成25年6月20日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成26年9月12日～26年9月18日
農林水産省 平成26年9月12日 環境省 平成26年9月18日

【調査の背景事情等】

- 鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国に及び、深刻な地域も発生（平成23年度の全国の被害：被害金額約226億円、被害量約71万トン、24年度：被害金額約229億円、被害量約70万トン）
- 国は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、都道府県が特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）（注）等を作成して行う、鳥獣の捕獲等による適切な個体数管理、農林水産業に係る被害の防除対策等を支援（環境省）
（注）特定の鳥獣（シカ・サル等）の個体数管理、被害防除をするため都道府県が作成する計画
- また、国は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法」（平成19年法律第134号。以下「特別措置法」という。）に基づき、市町村が被害防止計画を作成し、被害防止対策を総合的、効果的に行うための各種支援・指導を実施
その一環として、平成23年度には、緊急的な鳥獣被害防止の取組に対し、鳥獣被害緊急総合対策事業による支援を実施（農林水産省）
- この行政評価局調査は、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等から、国、地方公共団体等における被害防止対策の実施状況等を調査
- その後、環境省では、鳥獣保護法に新たに鳥獣の管理を図るための措置を導入するなど、鳥獣の生息状況を適正化するための抜本的な対策を講ずるため、同法の一部を改正する法律案を第186回国会に提出（平成26年5月30日公布、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行予定）

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>1 鳥獣被害防止対策の効果的な実施 (1) 効果的な被害防止計画の作成等 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省及び環境省は、鳥獣被害防止対策の計画的かつ効果的な実施を推進する観点から、市町村が作成する被害防止計画の的確化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 市町村が作成する被害防止計画の基礎となる、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の生息状況や生息環境を把握するための生息調査の実施を推進するため、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 都道府県が鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して、総合的な被害防止対策の一環としての生息調査等を実施できるようにすること。(農林水産省)</p> <p>ii) 都道府県が実施する生息調査において、対象鳥獣の生息域や行動範囲に応じたきめ細かな調査や鳥獣の生息動向に応じた調査データの更新などが適切に実施されるよう、都道府県に対し、必要な技術的助言を行うこと。(環境省)</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 国及び地方公共団体は、被害防止対策を総合的、効果的に実施するため、鳥獣の生息数を的確に把握する必要(特別措置法)</p> <p>○ 鳥獣被害総合対策交付金の対象となる生息調査の事業主体は、市町村等で構成される協議会とされ、都道府県は適用対象外</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 鳥獣被害防止対策の前提となる生息調査が不十分 都道府県は特定計画の作成等のため、おおむね5年ごとの生息調査、経年的なモニタリング調査を実施。しかし、</p> <p>i) 都道府県の予算の制約で経年的な生息調査ができない例(山形県内)</p> <p>ii) 既往の生息調査では、適当な単位ごとの詳細な生息状況が示されていないなどのため、被害防止計画の作成に活用できない例(愛知県内) などあり</p>	<p>→ : 1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒ : 2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>(農林水産省)</p> <p>→ 平成25年度から、鳥獣被害防止総合対策交付金事業において、都道府県が実施する生息調査等についても支援対象にすることとし、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱・要領」に、その旨を規定</p> <p>⇒ 平成26年度も引き続き、鳥獣被害防止総合対策交付金事業において、都道府県が実施する生息調査等についても支援対象にすることとし、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱・要領」にその旨を規定あわせて、平成26年2月4日に開催した「鳥獣被害対策全国会議」(全都道府県から約90名参加)において、都道府県担当者及び各地方農政局等担当者に対して、その旨を改めて周知</p> <p>また、平成25年度は、野生鳥獣の被害防止対策の一環として福井県及び鳥取県において上記事業を活用して生息調査を実施</p> <p>(環境省)</p> <p>→ 平成25年1月から2月にかけて、特定鳥獣(シカ、イノシシ、サル、クマ及びカワウ)の保護管理に関する専門家による検討会を種ごとに開催し、勧告事項にも留意し、生息状況等に関する調査の手法や調査データの活用方法についての最新の知見や事例を「保護管理に関するレポート」として取りまとめ、25年3月22日に都道府県に周知</p> <p>また、『鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告』を踏まえた対応について(平成25年4月25日付け自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室長通知)を発出し、都道府県に対し、上記レポートを活用して鳥獣被害対策の前提となる生息調査の実施と特定計画への反映を要請</p> <p>なお、平成25年2月19日及び20日に、20都道府県及び4市町村の鳥獣行政担当者等を対象に実施した「平成24年度鳥獣保護管理の先進事例に関する研修会」において、特定鳥獣の保護管理に関する生息調査等の必要性の周知や調査手法の専門家による紹介を実施</p> <p>⇒ 平成25年8月から26年1月にかけて特定鳥獣(シカ、イノシシ、サル、クマ及びカワウ)の保護管理に関する専門家による検討会を種</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 農林水産省は、被害防止計画の作成に必要な鳥獣による農作物被害の実態を的確に把握するため、都道府県及び市町村において過度な負担とならない程度に、合理的かつ共通的な考え方に基づく被害金額等の算出が的確に行われるよう支援すること。</p> <p>また、農林水産省（水産庁）は、カワウによる漁業被害の実態を的確に把握し、市町村が被害防止計画等に活用できるようにするため、漁業被害金額等の合理的な算定方法を開発し、都道府県及び市町村に示すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 農林水産省は「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」を定め、毎年、全国の市町村に依頼し被害状況を調査(注)</p>	<p>農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況</p> <p>ごとに開催し、都道府県を対象に実施したアンケート調査結果や課題を整理。また、勧告事項にも留意し、生息状況等に関する調査の手法や調査データの活用方法について、例えば以下に関する最新の知見や事例等を「保護管理レポート」として取りまとめ、平成 26 年 3 月 14 日に都道府県に周知し、生息調査データの更新や特定計画への反映等に活用するよう助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲個体のモニタリングによる捕獲場所及び幼獣比の把握並びにモニタリング結果を踏まえた捕獲の評価や施策の改善（イノシシ） ・ 個体数管理に最低限必要な情報の収集・活用のポイント及びモニタリング結果の評価手法（ニホンジカ） ・ 計画的な保護管理に向けた現況把握を行うために必要な調査の選択方法（サル） <p>また、平成 25 年 11 月から 26 年 1 月にかけて、鳥獣保護管理における都道府県鳥獣行政担当者等の人材育成を推進することを目的に「平成 25 年度特定鳥獣の保護管理に係る研修会」（都道府県担当者延べ 74 名及び市町村担当者延べ 28 名が参加）を開催し、生息調査の必要性や効果的な生息調査の組立て方等について取り上げた。</p> <p>さらに、平成 25 年度補正予算を活用し、26 年度に都道府県別のシカ生息状況調査等を行い、得られたデータ・調査手法・個体数推定結果については、同年度中に都道府県に提供予定</p> <p>(農林水産省)</p> <p>→ 野生鳥獣による農作物被害状況調査において、都道府県及び市町村による被害状況の把握がよりの確に行われるよう、「平成 24 年度野生鳥獣による農作物の被害状況報告について」（平成 25 年 3 月 25 日付け 24 生産第 3175 号生産局長通知）の別紙として、調査方法の趣旨や考え方、調査事例などを盛り込んだ「野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等」（注）を作成し、地方農政局等を通じて各都道府県に周知</p> <p>(注) 留意事項のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の活用方法

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>(注)農作物の被害面積、被害量及び被害金額を、農家からの聞き取り、アンケート調査等により把握</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 農林水産省は、毎年、全国の市町村を通じて被害状況の調査を実施。しかし、</p> <p>i) 3割以上の被害があった場合には、全作付面積を被害面積とし、それに加えて、3割未満の被害については、当該作付面積の6割を被害面積と推定しているため、実際の被害より過大に算定される可能性が高い例（広島県内）</p> <p>ii) 調査要領では、農業共済組合への照会や現場確認等複数の方法により被害状況の検証を行うことが求められているが、農家へのアンケート等の単一の手法で把握し、検証を行っていない市町村が多数（22 調査対象市町村のうち 11 市町村）</p> <p>iii) カワウの漁業被害について、水産庁は合理的な被害の算定方法や調査方法を明示しておらず、過大な被害が報告されている例（滋賀県内） あり</p>	<p>被害防止計画(被害軽減目標の設定等)の策定と進捗管理、目標達成状況の評価、侵入防止柵等の費用対効果分析、都道府県の特定計画における個体数管理の目標設定等に活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害を与える鳥獣種の特定方法等 加害鳥獣の足跡、食痕等を利用した特定、周辺地域での被害状況・鳥獣の出没頻度・目撃数等の情報を根拠とした、被害を与えた鳥類の同定方法、被害データの按分方法等 的確な調査方法 聞き取り調査に当たっての客観資料等との照合の実施、特に、農業共済のデータを活用する場合の留意（被害を受けた作付面積と実被害面積との峻別等）、被害算定の根拠資料の保管の徹底等 調査結果の集計・報告上の留意点 市町村及び都道府県における集計に際しての報告数値の整合性等の確認・検証の実施、被害の特徴や原因等の把握等 <p>⇒ 平成 25 年度の野生鳥獣による農作物被害状況調査においても、都道府県及び市町村による被害状況の把握がよりの確に行われるよう、「平成 25 年度野生鳥獣による農作物の被害状況報告について」(平成 26 年 3 月 26 日付け 25 生産第 3540 号生産局長通知)の別紙として、調査方法の趣旨や考え方、調査事例などを盛り込んだ「野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等」を添付し、地方農政局等を通じて各都道府県に周知</p> <p>(水産庁)</p> <p>→ 市町村が被害防止計画等に活用できるよう、カワウによる漁業被害を的確に把握するための合理的な算定方法（従来の計算方法に加えて、漁協規模按分係数(注)を乗じる手法）を、カワウ被害防止対策事業検討委員会における有識者からの意見を踏まえて作成し、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成におけるカワウによる漁業被害金額の算定方法について」(平成 25 年 5 月 14 日付け 25 水推第 132 号水産庁長官通知)により、各都道府県を通じて関係市町村に周知</p> <p>(注)「漁協規模按分係数」とは、カワウの広域的な被害量から市町村ごとの被害量を算定するために用いられる按分係数で、漁協ごとの鮎等の放流量、遊漁料収入等を基に算出するもの。</p> <p>なお、上記水産庁長官通知で示された計算方法のうち、この漁協規</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>③ 農林水産省は、被害防止対策の内容が、過去の捕獲の実績、的確な生息状況や被害状況を踏まえた妥当なものとなるよう、市町村及び被害防止計画の協議を受ける都道府県に対し、必要な助言を行うこと。</p> <p>また、被害防止計画の捕獲計画と特定計画の捕獲目標との整合性が図られるよう、市町村及び被害防止計画の協議を受ける都道府県に対し、必要な助言を行うこと。</p> <p>環境省は、市町村との連携により特定計画における保護管理の目標数と実施計画及び被害防止計画の捕獲目標との整合性が図られるよう、都道府県に対し、特定計画における捕獲目標数の設定、変更について、必要な技術的助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 市町村は、被害防止施策を総合的・効果的に実施するため、単独又は共同して被害防止計画を作成。市町村は被害防止計画の作成・実施に当たり、特定鳥獣の適切な保護管理のために都道府県が作成する特定計画との整合性が保たれるよう、鳥獣の生息状況等に十分留意（特別措置法）</p>	<p>農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況</p> <p>模按分係数を乗じる手法を調査事例に当てはめて当省が試算した結果では、被害金額はおよそ半減する計算となる。</p> <p>⇒ 以下の会議において、上記通知の活用について口頭で周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策全国会議において、各都道府県担当者に説明（平成25年9月27日） ・ 全国内水面漁業協同組合連合会のブロック会議(注)等において、内水面漁業関係者に説明（四国九州ブロック：平成25年5月21日、近畿北陸ブロック：平成25年7月10日、中国ブロック：平成25年7月25日、全国事務担当者研修会：平成25年11月21日） <p>(注) ブロック会議：全国6ブロック（東北北海道、中央、東海、近畿北陸、中国及び四国九州）</p> <p>また、調査事例における被害防止計画について、平成25年3月の計画では県全域におけるカワウによる推定捕食量を被害額としていたが、26年3月に改正された計画では、水産庁の通知に基づき、漁協規模按分係数を用いて、該当市町村のみの被害額を算出</p> <p>(農林水産省)</p> <p>→ 鳥獣の生息状況や被害状況等を把握した上での効果的な対策の実施、被害防止計画と特定計画との整合性の確保について、特別措置法及び特別措置法に基づく被害防止基本指針を踏まえ徹底されるよう、平成25年2月4日に開催した「鳥獣被害対策全国会議」（全都道府県から約90名参加）において、都道府県担当者等に対して、勧告の趣旨と勧告を踏まえた対応方針を周知し、当該方針に基づき次の措置を実施</p> <p>① 平成25年3月に鳥獣被害対策の実務者向けマニュアルとして取りまとめた「イノシシ被害対策の進め方～捕獲を中心とした先進的な取り組み」（47都道府県の鳥獣対策担当や普及担当のほか、イノシシによる被害があると考えられる953市町村等に配布）において、詳細な生息状況の把握が難しいイノシシについて、生息状況調査に基づいた被害対策手法の効果検証事例を紹介するなど、勧告を踏まえて、イノシシの生態・生息状況や被害実態にかなった効率的な対策の実施を強調</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>○ 被害防止計画には、対象地域の鳥獣の生息状況や被害発生時期等の被害の現状を踏まえた上で、目標年度における被害金額等の被害軽減目標を設定。また、その被害軽減目標を達成するために必要な実施体制、捕獲計画、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を設定</p> <p>○ 都道府県は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況等を踏まえ、必要に応じて特定計画を作成・変更（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針）</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 鳥獣の生息数や被害状況等によらず、具体的な根拠がないまま捕獲計画数を設定しているため、</p> <p>i) 捕獲計画数の2.5倍の捕獲を実施しても被害金額が大幅に増加しており、捕獲計画数が過小なものとなっていると考えられる例（愛知県内）</p> <p>ii) 隣接村の捕獲計画数を参考に捕獲計画数を設定しており、過去の捕獲実績を反映していない過大な目標となっている例（沖縄県内） あり</p> <p>○ 都道府県と市町村の連携が不十分なことなどにより、県の特定計画が市町村にとって整合性を図りやすいものとなっておらず、</p> <p>i) 関係市町村の被害防止計画の捕獲計画数の合計が、県内全体の捕獲目標を定めた特定計画の約2倍と乖離している例（愛知県内）</p> <p>ii) 同一の群れを複数の市町村が捕獲計画に重複して計上しており、特定計画との整合が十分取れていない例（山形県内） あり</p>	<p>② 専門的な知識・経験を有する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを活用して市町村等が適切な被害防止計画の作成及びその実施ができるよう、地域からの要請に応じて最適なアドバイザーを紹介する取組を一層推進</p> <p>また、平成25年度から、農林水産省本省及び7地方農政局に、市町村等における被害防止計画の作成・見直し等の指導等に従事する要員（8名）を配置</p> <p>⇒ 鳥獣の生息状況や被害状況等を把握した上での効果的な対策の実施、被害防止計画と特定計画との整合性の確保について、特別措置法及び特別措置法に基づく被害防止基本指針を踏まえ徹底されるよう、引き続き周知するとともに、次の措置を実施</p> <p>① これまでの様々な鳥獣被害対策技術を検証し、地域の生息状況や被害状況等に合わせて、現場で使える実践的な被害防止対策のポイントを整理し、平成26年3月に「野生鳥獣被害防止マニュアル（改訂版）」として取りまとめ、47都道府県の鳥獣対策担当や普及担当のほか、イノシシ、シカ及びサルによる被害があると考えられる市町村等に配布し、同年4月に農林水産省のホームページで公表</p> <p>② 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーについて、平成24年度の登録者数146名から25年度には154名に増加させるなど体制を強化し、市町村における効果的な対策が講じられるよう支援</p> <p>また、平成25年度から、農林水産省本省・地方農政局に、市町村等における被害防止計画の作成・見直し等の指導等に従事する要員を配置し、被害防止計画の改善推進、鳥獣被害対策実施隊（特別措置法に基づき市町村が設置）の設置促進のための指導等を行った結果、平成25年4月時点で、被害防止計画策定市町村数は1,331、鳥獣被害対策実施隊設置市町村数は674だったものが、26年4月末時点で、被害防止計画策定市町村数は1,401（鳥獣被害が認められる市町村の約9割）、実施隊設置市町村数は864（鳥獣被害が認められる市町村の約6割）まで増加</p> <p>（環境省）</p> <p>→ 平成25年1月から2月にかけて、特定鳥獣（シカ、イノシシ、サル、クマ及びカワウ）の保護管理に関する検討を行う専門家会議を種</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>④ 農林水産省は、被害防止計画の目標達成状況に係る評価結果が、改善計画の作成や被害防止計画の見直しに適切に反映されるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>また、農林水産省は、都道府県が市町村等からの事業等の実施状況報告によりの確な指導を行えるよう、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断する場合の具体的な基準及び指導方法を都道府県に示すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 市町村は、被害防止計画の実施状況を都道府県に報告（特別措置法）、また、計画の評価結果を都道府県に報告し、都道府県は、被害軽減目標の目標達成率70%未満の場合等には、改善計画の作成等の指導を実施（鳥獣被害防止対策交付金実施要綱等）</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 都道府県の市町村に対する指導について、その具体的基準や方法等が農林水</p>	<p>農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況</p> <p>ごとに開催し、勧告事項にも留意し、特定計画の目標数と被害防止計画の捕獲目標の整合の必要性やその効果等に関する最新の知見や事例、市町村との連携の重要性について「保護管理に関するレポート」として取りまとめ、25年3月22日に都道府県に周知</p> <p>また、平成25年4月25日に『鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告』を踏まえた対応について（前出通知）を発出し、都道府県に対し、上記レポートを活用して特定計画の捕獲目標の適切な設定と必要に応じた変更や特定計画と市町村が作成する被害防止計画との連携を要請</p> <p>⇒ 各地域の都道府県の鳥獣保護行政担当者会議等において、特定計画の目標数と被害防止計画の捕獲目標の整合の必要性について口頭にて周知</p> <p>また、上記「平成25年度特定鳥獣の保護管理に係る研修会」においても、特定計画の目標数と被害防止計画の捕獲目標の整合の必要性等について取り上げた。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>→ 平成25年度の「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱・要領」において、事業実施地区の事業評価の結果が、被害防止計画に定められた目標の見直し等に反映されるよう規定</p> <p>また、被害防止計画の被害軽減目標の達成が見込まれないと判断された場合の市町村に対する改善計画の作成等の指導が適切に行われるよう、被害防止対策の実施状況や目標達成状況についての点検事項を示した指導文書（「鳥獣被害防止総合対策の指導の徹底について」（平成25年5月29日付け25生産第755号生産局農産部農業環境対策課長通知））を発出し、各地方農政局等を通じて全都道府県に周知</p> <p>⇒ 平成26年度においても、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱・要領」において、事業実施地区の事業評価の結果が、被害防止計画の見直し等に反映されるよう、事業評価において被害防止計画に定められた目標の達成状況に応じて被害防止計画の目標を見直すこと等を規定</p> <p>あわせて、平成26年2月4日に開催した「鳥獣被害対策全国会議」</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>産省から示されていないことなどを理由として、</p> <p>i) 被害防止計画の目標年度が終了し、評価が行われた 13 市町村等のうち 9 市町等が被害軽減目標を未達成。しかし、必要な改善計画の作成の指導が未実施の例</p> <p>ii) 目標の達成状況の評価結果が、次期計画に反映されていない例 あり</p> <p>(2) 鳥獣被害防止対策の総合的かつ効果的な実施 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省及び環境省は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行う観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を効果的かつ効率的に運営するため、市町村等において、交付金事業による侵入防止柵の設置及び管理が適切に行われるよう、都道府県に対し指導すること。</p> <p>② 農林水産省は、複数の市町村における広域的な対策を一層推進するため、関係市町村が共同して行う広域的な被害防止計画の作成等の取組の支援を強化すること。</p> <p>また、環境省は、関係都道府県との連携による広域的な指針の作成が円滑に進むよう、地域の実情に応じ必要な技術的助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 侵入防止柵の設置について、事業実施主体は、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることによって適正に管理運営。これに対し都道府県は、当該事業の適正な推進を図られるよう、事業実施主体を指導及び監督（鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領）</p> <p>○ 隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努めることとされ、国は市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に関して都道府県とも連携しながら技術的な支援等を実施（鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針）</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 電気柵に隣接して樹木等があるため、サルへの侵入・脱出が可能であるとみら</p>	<p>農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況</p> <p>(全都道府県から約 90 名参加) において、各都道府県担当者及び各地方農政局等担当者に対して、その旨を改めて周知</p> <p>また、都道府県からの照会に応じて、被害防止計画の被害軽減目標の達成が見込まれないと判断された場合の市町村に対する改善計画の作成等の指導が適切に行われるよう、助言予定</p> <p>(農林水産省)</p> <p>→① 鳥獣被害防止総合対策交付金事業で整備された侵入防止柵の設置及び管理が適切に行われるよう、平成 25 年度の交付金実施要綱・要領の通知と併せて、平成 25 年 5 月 29 日に「鳥獣被害防止総合対策の指導の徹底について」（前出通知）を発送し、事業実施状況報告の点検において、侵入防止柵の設置及び管理運営に関する事項の点検や侵入防止柵を整備した地区における被害軽減実績の把握等を行うよう、各地方農政局等を通じて全都道府県に徹底</p> <p>⇒① 平成 26 年度においても、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領において、鳥獣被害防止総合対策交付金事業で整備された侵入防止柵の設置及び管理が適切に行われるよう、都道府県が指導監督を行うことを規定していることについて、平成 26 年 2 月 4 日に開催した「鳥獣被害対策全国会議」（全都道府県から約 90 名参加）において、各都道府県担当者及び各地方農政局等担当者に改めて周知</p> <p>また、防護柵の種類と効果的な設置法などについて盛り込んだ、前述の「野生鳥獣被害防止マニュアル（改訂版）」を、47 都道府県の鳥獣対策担当や普及担当のほか、イノシシ、シカ及びサルによる被害があると考えられる市町村等に配布するとともに、農林水産省のホームページで公表</p> <p>→② 平成 25 年度から、鳥獣被害防止総合対策交付金事業において、都道府県が複数市町村と連携して実施する広域的取組についても、新たに支援対象とすることにより、複数市町村による広域的な被害防止計画の作成等の取組の支援を強化</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>れ、設置効果が十分発揮されないおそれがある例（青森県内）</p> <p>○ 市町村の区域をまたがるニホンザルの個体群について、関係市町村が連携せず個別に行った対策の結果、群れが分裂し、被害地域が拡大している例など、市町村が連携して広域的な対策を進める必要がある例（青森県内、山形県内ほか2県等） あり</p>	<p>また、地方農政局をあっせん仲介役として、都府県にまたがる広域的取組について、複数の都道府県及び市町村の関係者で構成される広域協議会が被害軽減に有効であることや、予算上も優遇されることを説明するなど、関係機関へ働きかけを行う予定</p> <p>⇒② 平成 26 年度においても、鳥獣被害防止総合対策交付金事業において、都道府県が複数市町村と連携して実施する広域的取組についても支援対象とし、26 年 2 月 4 日に開催した「鳥獣被害対策全国会議」（全都道府県から約 90 名参加）において、各都道府県担当者及び各地方農政局等担当者に対して、その旨を改めて周知</p> <p>また、「鳥獣被害防止に向けた取組事例」（平成 26 年 5 月農林水産省作成）を取りまとめ、行政区域を越えて活動する野生鳥獣に対し、複数市町村が連携し広域的に対策に取り組んでいる例や取組に対する国の支援などについて紹介したものを農林水産省のホームページに掲載</p> <p>なお、平成 25 年度においては上記事業を活用して 24 都道府県で広域的取組を実施</p> <p>（環境省）</p> <p>→ 平成 25 年 2 月 18 日及び 19 日開催の地方環境事務所等担当者会議において、関係する都道府県との連携による広域的な指針の作成を円滑に進めるため、例えば地方環境事務所が広域協議会の事務局となるなど、地域の実情に応じて必要な対策を講ずるよう指示</p> <p>⇒ 平成 25 年 8 月 21 日の地方環境事務所担当者会議において、関係都道府県との連携による広域的な指針の作成を円滑に進めるため、例えば地方環境事務所が広域協議会の事務局となるなど、地域の実情に応じ必要な対策を講ずるよう口頭で指示</p> <p>その結果、平成 26 年 2 月、中国四国地域において中国四国地方環境事務所が主導して関係各県等によるカワウ広域協議会の準備会を開催し、同年 7 月に協議会を設立して広域的指針の策定に向け検討を開始</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>2 鳥獣保護・管理の的確な実施等 (勧告要旨)</p> <p>環境省は、鳥獣の保護及び管理を適切に実施する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 鳥獣の捕獲許可について、都道府県から捕獲許可権限を委譲された市町村において、鳥獣の捕獲許可申請及び審査が適切に行われるよう、都道府県に対し助言を行うこと。</p> <p>また、審査において、申請者の適格性を確実に確認できるよう、許可申請添付資料の様式の見直しなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>さらに、国指定鳥獣保護区内で許可した鳥獣の捕獲結果について、必要に応じ特定計画に基づく保護管理を行う都道府県に対し、情報提供すること。</p> <p>② 都道府県において、特定計画の評価結果として分かりやすく公表されるよう、鳥獣保護基本指針の趣旨の徹底を図ること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止の目的(有害鳥獣捕獲)、特定鳥獣の数の調整の目的(個体数調整)等で鳥獣の捕獲等をしようとする者は、捕獲許可申請を行い、都道府県知事(国指定鳥獣保護区内の捕獲等は環境大臣)の許可が必要(鳥獣保護法)</p> <p>○ 都道府県知事の許可事務は、条例に基づき市町村長に委譲可能。市町村が被害防止計画に許可権限委譲事項(有害鳥獣捕獲)を定め、知事の同意を得た場合にも委譲可能。この場合、知事は、鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き同意(特別措置法)</p> <p>○ 捕獲許可権限を委譲された市町村長は、法令や特定計画等に従った適切な業務施行に努める必要あり(鳥獣保護法、同法施行規則、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針)</p> <p>○ 都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、権限を委譲した市町村に対し、必要な指示が可能(鳥獣保護法)</p> <p>○ 都道府県は特定計画が終期を迎えたとき等において、設定された目標の達成度や事業の効果等について評価を行い、評価結果の概要を公表(鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針)</p>	<p>(環境省)</p> <p>→① 平成 25 年 4 月 25 日に『鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告』を踏まえた対応について(前出通知)を発出し、鳥獣の捕獲許可申請者の適格性の確認及び審査の徹底、許可された捕獲数を超える捕獲が生じないように許可権限を委譲した市町村への助言などについて、都道府県に対し周知</p> <p>また、平成 25 年 3 月 29 日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」(平成 24 年 3 月 30 日付け環境省自然環境局長通知)を改正し、許可申請添付資料の様式(許可申請者名簿)に、狩猟免許を受けている場合の種類、免許を与えた知事名、番号及び交付年月日を追記</p> <p>さらに、平成 24 年 11 月以降開催された各地域の都道府県の鳥獣保護行政担当者会議や、25 年 2 月 18 日開催の「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、国指定鳥獣保護区における捕獲数など国が有するデータの提供・活用について周知</p> <p>⇒① 平成 26 年度においても、各地域の都道府県の鳥獣保護行政担当者会議等において、引き続き、国指定鳥獣保護区における捕獲数など国が有するデータの提供・活用について周知</p> <p>また、都道府県からの照会に応じて、鳥獣の捕獲許可申請及び審査が適切に行われるよう、助言</p> <p>→② 上記の平成 25 年 4 月 25 日付け通知により、計画策定時に行われている特定計画の評価の結果が分かりやすく公表されるよう、都道府県に要請。今後も、各種機会を利用して、鳥獣保護基本指針の趣旨の徹底を図る予定</p> <p>⇒② 平成 26 年度においても、次期計画策定時に特定計画の評価結果が分かりやすく公表されるよう、引き続き、各地域の都道府県の鳥獣保護行政担当者会議等において、鳥獣保護基本指針の趣旨を徹底</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 権限を委譲されている市町村において、当該市町村長が自ら申請者となって捕獲許可が与えられているが、許可数を超える捕獲について、改めて申請が行われることなく捕獲が行われている例（愛知県内ほか2県内） ○ 特定計画では、ニホンザルについて、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で捕獲することとされ、個体数の年増加率を踏まえ、年間の有害鳥獣捕獲の上限を生息数の10%と定めているが、権限が委譲されている市では、有害鳥獣捕獲の許可上限を上回る頭数を捕獲している例（滋賀県内） ○ 環境省が定めている許可申請者名簿(様式)には狩猟免許に関する記載欄がなく、狩猟免許の保有状況等を確認できないため、狩猟免許に係る確認をしないまま許可を与えている例（近畿地方環境事務所） ○ 「評価結果の概要」として次期特定計画と別個の形で公表している道県はなく、前期計画の評価結果を踏まえて次期計画の中に盛り込んで記載している例などあり <p>3 被害防止技術の適切な普及の推進等 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省及び環境省は、被害防止対策を実施する市町村等に対する被害防止技術の適切な普及を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省は、鳥獣保護基本指針等に基づき鳥獣の保護管理及び被害防止対策に関する専門的知識、技術を有する人材をより有効に活用する観点から、人材登録事業の情報提供方法を見直すこと。</p> <p>また、農林水産省は、被害防止対策において、より一層人材の活用が進むよう、専門的知識、技術を有する人材に係る情報をきめ細かく提供するよう見直すこと。</p> <p>② 農林水産省（水産庁）は、有害生物被害軽減実証事業及び鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して実施したトド被害防止に係る取組について、追い払いや捕獲等の対策が必要な関係市町村及び漁業協同組合に対し、効果のあった追い払い方法、捕獲の事例等を積極的に情報提供することにより、被害防止対策を推進すること。</p> <p>(説明)</p>	<p>① (環境省)</p> <p>→ 平成24年11月以降開催された各地域の都道府県の鳥獣保護行政担当者会議や、25年2月18日開催の「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、改めて人材登録事業の紹介を行うとともに、農林水産省と連携し、25年4月1日付けで、両省のホームページに相互リンクを設定</p> <p>また、平成25年7月を目途に、登録されている専門家が農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーであればその旨を記載する等、登録情報の見直しを予定</p> <p>⇒ 平成26年度においても、各地域の都道府県の鳥獣保護行政担当者会議等において、引き続き、人材登録事業の情報提供を行っている。また、平成25年7月に、環境省ホームページで公表している人材登録事業の登録者について、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーであれば、その旨を表示するよう登録情報を追加</p> <p>さらに、平成26年5月以降、ホームページに「人材登録事業の活</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
<p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省は、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者（鳥獣保護管理プランナー等）を登録し、地方公共団体等の要請に応じて登録者を紹介（鳥獣保護基本指針等） ○ 農林水産省は、野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し助言等を行うことができる者を農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーとして登録し、地方公共団体等の要請に応じ紹介（特別措置法及び被害防止基本指針等） ○ 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、鳥獣による被害の原因を究明するとともに、被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を実施（特別措置法） <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省の人材登録事業の利用申請数は、平成 20 年度から 22 年度までで計 10 件と少ない状況。また、調査対象 22 市町村等のうち 5 市町村では、環境省の人材登録事業を承知していない状況 ○ トドの追い払い対策の効果について、各漁業協同組合等への情報提供が十分に行われていない、又は効果的な捕獲対策に関しての情報提供が十分に行われていない状況 	<p>用事例」を掲載し、利用者が事業の利用に至った背景、事業活用による成果等を紹介</p> <p>（農林水産省）</p> <p>→ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度が一層利活用されるよう、環境省と連携し、両省のホームページに相互リンクを設定 また、両省の人材登録制度に登録されているアドバイザーについては、平成 25 年 3 月、その旨をホームページのアドバイザー登録者一覧に掲載するとともに、その活動実績を随時掲載するなど、きめ細かな情報提供となるよう変更</p> <p>⇒ 平成 26 年度においても引き続き、環境省と連携し、両省のホームページに相互リンクを設け、両省の人材登録制度に登録されている農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーについて、アドバイザー登録者一覧に掲載するとともに、その活動実績を随時掲載するなど、きめ細かな情報提供を実施 また、前述のアドバイザーについては、平成 24 年度の登録者数 146 名から 25 年度には 154 名（うち環境省の人材登録事業にも登録されている者：42 名）に増加させるなど体制を強化し、市町村における効果的な対策が講じられるよう支援</p> <p>②（水産庁）</p> <p>→ 勧告を踏まえ、平成 25 年 5 月 14 日付け水産庁事務連絡「過去に実施したトドの追い払い方法等の情報提供について」で北海道庁、漁協系統を通じ、情報を必要としている市町村及び漁業協同組合に、追い払い等の被害防止手法別の効果検証に係る情報を提供 今後も被害防止に必要な情報については、適宜、関係市町村及び漁業協同組合に提供していく予定</p> <p>⇒ 有害生物漁業被害防止総合対策事業により、独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所、海洋水産資源開発センター（現：独立行政法人水産総合研究センター開発調査センター）などにおいて、トドに破られにくい実証試験用の強化刺し網を開発 水産庁及び特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構は、北海道日本海沿岸 19 漁協の漁業関係者（石狩湾漁業協同組合、北るも</p>

主な勧告事項	農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況
	<p>い漁業協同組合等)に、強化刺し網の効果についての現地説明を、平成25年8月から9月にかけて12回実施</p> <p>この現地説明においては、強化刺し網の開発の経緯や試験的に行った操業の結果及び実際に使用した漁業者からの効果や使用感に関する聞き取り結果を紹介するとともに、実際の強化刺し網の展示を行い、強化刺し網の効果についての漁業者の理解を高めた。</p> <p>その結果、平成25年度に実施した強化刺し網の実証試験には14漁協、171人が応募</p> <p>平成26年度も、25年度に引き続き、現地説明を行う予定としており、被害地域における強化刺し網の効果等について積極的に情報提供を行い、漁業者の理解の向上を図る予定</p>